

(農林水産省水産庁管理調整課)

項 目 名	東日本大震災の被災者が建造又は取得した漁船に係る登録免許税の免税措置の廃止		
税目 (条文番号)	登録免許税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条)		
見 直 し の 内 容	(1) 現行制度の概要 被災者の経営再建を税制面から支援するため以下の登記に係る登録免許税を免除とする。 ① 被災した船舶等の代替船舶等を取得する場合における所有権の保存又は移転登記。 ② 被災した船舶等の代替船舶等の取得のための資金の貸し付け等に係る債権を担保するための抵当権の設定登記。 (制度経緯) ・平成 23 年度 創設 (2) 要望の内容 特例措置の適用期限 (令和 9 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。		
		平年度の増収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	東日本大震災から 15 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置を廃止する。		